

请务必阅读以下内容。/下記内容を必ずお読み下さい。

致来院就诊的外国患者

当院を受診する外国人患者様へ

根据日本医疗保险制度的规定，诊察、处方、住院及手术等医疗费用，均按每点 10 日元（100%）的单价计算。自 2019 年 9 月 1 日起，本院参考厚生劳动省公布的指南，针对非日本国籍且无法出示日本国内有效公共医疗健康保险证，或无法出示由日本出入国在留管理厅签发的“在留卡”（以下简称“在留卡”）的人士，其医疗费用将按每点 20 日元（200%）进行结算。

日本的医疗服务系统依托于日本国民及参加日本公共医疗保险的外国居民所缴纳的保费与税金才得以运转。鉴于非日本国籍且未持有在留卡的外国人士也需承担同等程度的成本，故制定了此收费体系。

医疗费根据本院的计算标准进行核算，敬请理解。

有关详细费用估算，请参考附页中的《检查费用一览表》，或直接向医院工作人员咨询。

【注意事项 1】

就诊时，患者必须出示以下证件：

① 附有照片的有效身份证件（如护照或有效期内的在留卡）

② 日本公共医疗健康保险证（2025 年 12 月开始使用使用个人编号卡或健康保险资格确认书）

※本规定旨在准确核实患者身份，并履行作为接收外国患者医疗机构的法定报告义务。感谢您的理解与配合。

【注意事项 2】

按照日本法律，外国人有义务随身携带在留卡。如果就诊时无法出示在留卡，则视为无日本居留资格，医疗费将按每点 20 日元（200%）进行结算。另外，本院会确认在留卡的有效期。若因在留卡过期或未携带而被按每点 20 日元（200%）收费，可在就诊当月凭收据、有效期内的日本公共医疗健康保险证（2025 年 12 月开始使用使用个人编号卡或健康保险资格确认书）、有效在留卡，来我院缴费窗口办理退款。

【参考资料】

《访日外国人诊疗价格计算方法手册 第 2.4 版》厚生劳动省

《携带护照等》（入管法第 23 条）出入国在留管理厅

***请在仔细阅读并充分理解上述内容后，签署附页中的《保证书》。**

日本の医療保険制度では、診察、処方、入院、手術などを含む治療の医療費は、1 点あたり 10 円（100%）の単価で計算されます。2019 年 9 月 1 日より当院では、厚生労働省が公表するマニュアルを参考に、日本国籍を有さず、日本国内で有効な公的健康保険をお持ちでない方、または、日本の出入国在留管理庁が発行する在留カード（以下、「在留カード」）を確認できない方の医療費につきまして、1 点 20 円（200%）にて算定しております。

日本の医療提供体制は、日本国籍を有する者及び日本の公的医療保険制度の対象となる外国籍の方が負担する保険料や各種税金によって支えられています。日本国籍及び在留カードを有さない外国籍の方にも同等のご負担をお願いする必要があることから、このような料金体系を設けております。診療費は当院が定める算定基準に基づいて算出しておりますので、何卒ご理解いただきますようよろしくお願い申し上げます。

詳しい概算に関しては別紙の「検査料金一覧表」をご参照いただくか、直接職員へお問い合わせ下さい。

【注1】 ①写真付きの身分証明書（パスポートまたは有効期限内の在留カード）、

②日本の公的健康保険証（2025 年 12 月よりマイナンバーカードまたは健康保険資格確認書）の確認が必要となります。

※患者誤認防止と、外国人患者受け入れ医療機関としての報告義務に基づくものです。ご協力をお願い申し上げます。

【注2】 日本の法律では、在留カードを常時携帯することが義務付けられています。ご来院時に在留カードをご提示いただけない場合、在留資格がないものとして取り扱い、医療費を 200%で計算させていただく場合がございます。また、在留カードの有効期限も確認させていただきます。万が一、在留カードの期限切れまたは不携帯で 200%にてお支払いいただいた後でも、受診日の当月内に領収書、日本国内で有効な公的健康保険証（2025 年 12 月よりマイナンバーカードまたは健康保険資格確認書）、在留カードをご提示いただければ、当院会計窓口にて返金対応が可能です。

【参考文書】「訪日外国人の診療価格算定方法マニュアル 第 2.4 版」 厚生労働省

「旅券等の携帯（入管法第 23 条）」 出入国在留管理庁

***上記内容に関して説明を受け、十分にご理解した上で別紙「誓約書」にご署名をお願い致します。**